

愛玩動物看護師法養成所指定規則案の概要についての御意見と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
【指定の申請手続関係】		
1	新型コロナウイルス感染症のため、突発的な実習中止などが発生していることなどもあり、臨床実習を行う実習施設の変更申請について、申請のタイミングや申請手法を柔軟にしていきたい。(同旨1件)	頂いた御意見については、今後の運用の参考にさせていただきます。 また、新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応については、今後、通知などでお示しする予定です。
2	養成所指定の申請手続において「長の氏名及び履歴」「教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別」を求めているが、歯科衛生士養成所指導ガイドラインを参考に、「教職員の組織に関する事項(教職員名簿)」に変更していただきたい。(同旨2件)	指定基準を満たしているか確認するため、また、他資格の例に鑑みても、申請手続において、2.(2)①へ及びトに示した事項の記載が必要と考えております。 なお、歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚生省令第1号)第3条においては、指定の申請書の記載事項等として「長の氏名」「教員の氏名及び担当科目並びに専任か否かの別」が定められております。
3	養成所の設置者が法人の場合は、行政における能率や公正性の向上のため、法人番号を提出されるようにされたい。	申請書に記載する事項としては、意見募集対象の2.(2)①記載の事項で十分と考えております。

4	養成所の指定の申請事項に募集する生徒数がないが、生徒数によって教員数及び教室数に違いがあると考えられるので、募集生徒数を申請事項に入れるべき。	大学及び専修学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第1項（同規則第187条第1項において準用する場合を含む。）において、学則に収容定員を定めることとされています。学則は、養成所の指定申請をする際の記載事項としており、これにより想定する最大生徒数の把握が可能と考えております。
5	省令制定に合わせ、指定申請書の様式を整備し、養成所指定審査の基準に都道府県による差異が生じないようにしていただきたい。（同旨2件）	都道府県における養成所指定に係る事務の参考となるよう、通知などにおいて指定申請書の様式例をお示しする予定です。
【指定基準関係】		
6	教員数等の基準を示す必要がある。（同旨2件）	教員数については、養成所の規模等に応じて異なることが想定されることから「各科目を教授するのに適切な数」を有することを基準としつつ、専任教員に関する要件を設けております。
7	教員・専任教員の人数は、年度の経過に応じて増加した学級に合わせ増員し、基準を満たすことができるようにしていただきたい。（同旨4件）	今後の運用に当たり、参考とさせていただきます。
8	「専任教員」の定義は、専修学校設置基準の「専任の教員」に準じるものとするを希望する。（同旨2件）	愛玩動物看護師養成所指定規則における「専任教員」は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第39条第2項の「専任の教員」に準ずることを想定しています。

9	動物病院に勤務する獣医師が多数講師となっている現状があり、専任教員を3人以上とする必要はないのではないか。(同旨2件)	養成所における教育の質の担保、養成所の管理運営上の責任の明確化等の観点から、また、他資格の例に鑑みても、専任教員として一定の知識及び技能を有した者を確保することが必要と考えております。
10	専任教員のうち少なくとも1人、経験を積んだ愛玩動物看護師とする要件は必要ないのではないか。(同旨2件)	養成所における実践的な教育の機会の確保の観点から、また、他資格の例に鑑みても、一定程度の実務経験を有する愛玩動物看護師を専任教員として有することは必要と考えております。
11	専門学校も大学等と同様に、例外的に企業等で働く職員を専任教員に任用できるようにしていただきたい。(同旨1件)	8の回答のとおり、「専任教員」は、専修学校設置基準における「専任の教員」に準ずることを想定しており、学外で働く者であっても、専任教員として任用可能な場合もあると考えております。
12	専任教員の要件における「3人以上は獣医師、愛玩動物看護師又はこれと同等以上の経験を有する者」について、現在専門学校で教員として勤務している者を、これらと同等以上の学識経験を有する者として追記いただきたい。	「これと同等以上の経験を有する者」の該当性は個別判断となりますが、基本的に、現在、専門学校等において動物看護に関する授業を担当している教員については「これと同等以上の経験を有する者」として認められ得るものと考えております。
13	専任教員のうち少なくとも1人、経験を積んだ愛玩動物看護師とすることとしているが、2.(4)ホの「法第二条第二項に規定する業務」として、愛玩動物看護師の育成に係る業務、第一種動物取扱い業遵守基準を満たすペットサロン、ペットショップ、動物保護団体などでの従事期間を認めていただきたい。(同旨14件)	該当性は個別判断となりますが、基本的に、免許取得後に動物看護に係る教育活動に従事した期間は、2.(4)ホの「法第二条第二項に規定する業務」を行った期間として計上して差し支えありません。

		また、免許取得後のペットサロン、ペットショップ、動物保護団体などでの従業期間については、愛玩動物看護師としての業務実態があれば2.(4)ホの「法第二条第二項に規定する業務」を行った期間として計上して差し支えありません。
14	愛玩動物看護師免許取得前の業務期間、動物看護教育に従事した期間を、専任教員要件の「5年以上」に計上することとしていただきたい。	2.(4)ホの要件は、愛玩動物看護師免許取得後の要件を定めたものであり、免許取得前の業務従事期間を計上することは適切ではないと考えております。
15	指定基準の経過的特例について、5年間適用しないことにするのではなく、例えば令和8年4月1日から令和11年3月31日までは「3年以上業として行った者も認める」等としたらよいのではないかと。	免許を取得した後に一定程度の経験を積む必要があると考えており、期間については他制度等も参考にし、5年間適用しないこととしたものです。
16	教員の一週間当たりの授業時間の上限を規定していただきたい。(同旨2件)	他資格の例に鑑みても、指定規則において、一律の上限を設定することは考えておりませんが、教員の一週間当たりの授業時間の考え方は、通知などでお示しいたします。
17	教員の一週間当たりの授業時間について、上限を定めず、過重とならないよう配慮の上、各養成所に委ねる形にしていきたい。	他資格の例に鑑みても、指定規則において、一律の上限を設定することは考えておりませんが、教員の一週間当たりの授業時間の考え方は、通知などでお示しいたします。
18	指定基準において有することとされている、教室・実習室の具体的な面積や必要な機械器具・図書の種類や数等を示していただきたい。(同旨4件)	具体的な教室等の面積や必須となる機械器具・図書の種類等をお示しする予定はありません。養成所における個別具体の教育内容、学生数等に照らし判断されるべきものと考えております。

19	指定申請に当たり記載が求められている臨床実習を行う実習施設について、どのような施設であれば認められるかの基準を示していただきたい。	具体的な基準をお示しする予定はありません。養成所における個別具体の教育内容、学生数等に照らし判断されるべきものと考えております。
20	2. (4)ルの「専任の事務職員」について、養成所内に複数学科を設置している場合、他学科も兼務可能としていただきたい。(同旨4件)	事務の管理を適正かつ確実に実施できる場合、当該養成所に設けられた他学科の事務職員との兼務は可能です。なお、教員との兼務は認められません。
21	養成所は、大学又は専門学校等の学校法人であることを指定基準として設けていただきたい。(同旨32件)	愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における議論の状況や他資格の例に鑑みると、指定基準として設置主体に係る基準を設けることは適切ではないと考えております。なお、今後お示しする通知などにおいて、法第31条第2号に規定する養成所の設置者について、原則として学校法人であることを記載する予定です。
22	専修学校として認可されていない者からの指定申請について、認可校と同様の審査・評価を実施していただきたい。また、認可校からの指定申請に当たっては、必要書類の提出や審査の上で、要件の緩和を検討いただきたい。(同旨5件)	公平性の確保の観点から、指定申請に必要な書類や審査基準は、専修学校としての認可の有無にかかわらず共通のものとしたします。
23	専修学校として認可されていない者を指定する際は、有識者による審議及び第三者評価を義務付けることを追記いただきたい。	公平性の確保の観点から、指定に係る手続のフローは、専修学校としての認可の有無にかかわらず共通のものとしたします。
24	指定基準として定める教育の内容について、必要な総時間数は1,800時間ではなく、専修学校の必須教育時間である2,400時間とすべきではないか。	総時間数を含めた教育の内容については、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の取りまとめに基づき、履修すべき科目及び各科目の時間数を定めたものです。

25	オンライン授業の上限時間数について取扱いを明確にしていきたい。(同旨5件)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応を含め、オンライン授業の運用等については、今後、通知などでお示しする予定です。
26	オンライン授業について、柔軟に対応できるような要件の整備をしていただきたい。	新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応を含め、オンライン授業の運用等については、今後、通知などでお示しする予定です。